

令和 8 年度中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた
設計変更の運用について

受注者が安心して施工できる環境を整備する観点から、供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材について、代替資材を調達した場合や流通経路の見直しによる調達をする場合等に、これらの調達変更により必要となる経費を設計変更により計上する運用を開始したので、下記のとおり報告する。

記

1 対象工事

中野区において起工する工事（単価契約を除く）

2 対象とする建設資材

供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材。具体的には、塗料（さび止め塗料、塗料用シンナー等を含む）、防水材（シーリングを含む）、断熱材（押出法ポリスチレンフォーム等）、硬質ポリ塩化ビニル管、構造用合板など。

3 手続き

受注者は、建設資材を購入する前に区へ協議書を提出する。建設資材を購入後、請求書等を添付して実施報告書を区へ提出する。

設計変更は、工事完成時に行うこととする。

4 予算措置

補正予算での対応を原則とする。契約期間の関係上、補正予算を編成する暇がない案件については執行対応とする。また、執行対応が困難な場合には、予備費での対応も検討する。

5 運用

令和 8 年 9 月 8 日以降に起工決定する工事に適用する。

なお、それ以前に起工決定した工事（既契約工事を含む）についても、受発注者間で協議が整ったものから適用する。

6 周知方法

関係団体へ通知するほか、ホームページ等に掲載する。